

# 公益財団法人世田谷区保健センター事業推進積立金規程

平成21年2月26日  
財世保規程第2号

## (積立金の設置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）が定款に定める事業を執行するにあたり、新たな事業項目の実施や既存事業の拡充等に緊急的に必要な財源を確保するため、公益財団法人世田谷区保健センター事業推進積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

## (積立金への繰入れ)

第2条 積立金への繰り入れは、収支予算に基づいて行うものとする。

## (積立金の取崩し)

第3条 積立金は、次の各号に定める目的に使用するものとし、使用する際は、理事会の承認を得て収支予算に計上し、積立金を取り崩してその資金に充てるものとする。

- (1) 医療事業等の実施に必要な機器等の整備
- (2) 管理事務システムの整備
- (3) 公益法人会計基準改正に伴う財務会計システムの整備
- (4) その他、財団の目的を達成するために必要なこと

2 理事長は、緊急的に必要と認めた場合は、積立金を取り崩して、その資金に充てることができる。この場合、直近の理事会に報告し、承認を得なければならない。

## (運用)

第4条 積立金は、安全確実な方法で運用するものとし、運用益は当該年度の特定期間運用収入として収入する。

## (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年12月1日財世保規程第8号）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。